

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成28年12月28日

月 曜 日

号 外(10)

## 目 次

### 規 則

○富山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

1

## 規 則

富山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年12月28日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県規則第68号

富山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

富山県個人情報保護条例施行規則（平成15年富山県規則第78号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項に次の1号を加える。

- (4) 条例第13条第4項の規定による開示の請求 保有特定個人情報（本人の委任を受けた代理人）開示請求書（様式第4号の2）

第8条第2項に次の1号を加える。

- (4) 条例第13条第4項の規定による開示の請求にあっては、開示の請求に係る保有特定個人情報の本人の氏名及び住所又は居所

第9条第1項第1号中「住民基本台帳カード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード）」を「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第7項に規定する個人番号カード）」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 条例第13条第4項の規定による開示の請求 アに掲げる書類の提示及びイに掲げる書類の提出

ア 保有特定個人情報（本人の委任を受けた代理人）開示請求書に記載されている開示の請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている本人確認書類

イ 開示の請求に係る保有特定個人情報の本人の印鑑証明書（開示の請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を添付した委任状（開示の請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

第9条第3項中「又は第3項」を「から第4項まで」に、「又は遺族」を「、遺族又は本人の委任を受けた代理人」に改める。

第21条の見出しを「（保有個人情報訂正請求書等）」に改め、同条中「保有個人情報訂正請求書（様式第18号）」を「次の各号に掲げる請求の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める請求書」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 条例第27条第1項から第3項までの規定による訂正の請求 保有個人情報訂正請求書（様式第18号）

(2) 条例第27条第4項の規定による訂正の請求 保有特定個人情報（本人の委任を受けた代理人）訂正請求書（様式第18号の2）

第22条第1項に次の1号を加える。

(4) 条例第27条第4項の規定による訂正の請求 アに掲げる書類の提示及びイに掲げる書類の提出

ア 保有特定個人情報（本人の委任を受けた代理人）訂正請求書に記載されている訂正の請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている本人確認書類

イ 訂正の請求に係る保有特定個人情報の本人の印鑑証明書（訂正の請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を添付した委任状（訂正の請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

第28条の見出しを「（保有個人情報利用停止請求書等）」に改め、同条中「保有個人情報利用停止請求書（様式第26号）」を「次の各号に掲げる請求の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める請求書」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 条例第35条第1項から第3項まで又は条例第35条の2第1項から第3項までの規定による利用停止の請求 保有個人情報利用停止請求書（様式第26号）
- (2) 条例第35条の2第2項の規定による利用停止の請求（本人の委任を受けた代理人による請求に限る。） 保有特定個人情報（本人の委任を受けた代理人）利用停止請求書（様式第26号の2）

第29条第1項第1号中「第35条第1項」の次に「又は第35条の2第1項」を加え、同項第2号中「第35条第2項」の次に「又は第35条の2第2項」を加え、「アに」を「法定代理人にあってはアに」に改め、「提出」の次に「、本人の委任を受けた代理人による請求にあってはウに掲げる書類の提示及びエに掲げる書類の提出」を加え、同号に次のように加える。

ウ 保有特定個人情報（本人の委任を受けた代理人）利用停止請求書に記載されている利用停止の請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている本人確認書類

エ 利用停止の請求に係る保有特定個人情報の本人の印鑑証明書（利用停止の請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を添付した委任状（利用停止の請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

第29条第1項第3号中「第35条第3項」の次に「又は第35条の2第3項」を加える。

様式第1号中	を	に改める。
<input type="checkbox"/> 識別・整理番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> その他  (                    )	<input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 識別・整理番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> その他  (                    )	

様式第2号中「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改め、同様式備考3中「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改める。

様式第3号中「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改め、同様式備考

考 3 中「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改める。

様式第 4 号中「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改め、同様式備考 3 中「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改め、同様式の次に次の 1 様式を加える。

---

様式第 4 号の 2 (第 8 条関係)

保有特定個人情報 (本人の委任を受けた代理人) 開示請求書

年 月 日

(実施機関名) 殿

氏 名 〔法人その他の団体に あつては、その名称 及び代表者の氏名〕	
住 所 又 は 居 所 〔法人その他の団体に あつては、主たる事 務所の所在地〕	(郵便番号 ) 電話番号 ( ) -
連 絡 先 〔法人その他の団体に あつては、担当者の 氏名及び連絡先〕	電話番号 ( ) -

富山県個人情報保護条例第13条第 4 項の規定により、次のとおり保有特定個人  
情報の開示を請求します。

開示を請求する保有特定個人 情報の内容 〔保有特定個人情報が記 録されている公文書の 件名又は知りたいと思 う事項を具体的に記入 してください。〕	
開示の実施の方法	1 文書又は図画の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 2 電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付 <input type="checkbox"/> 専用機器による閲覧、聴取又は視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付
保有特定個人情報の本人の 氏名	
保有特定個人情報の本人の 住所又は居所	電話番号 ( ) -
※請求者本人の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他 ( )
※本人の委任を受けた代理 人の資格の確認	<input type="checkbox"/> 委任状 (印鑑証明書付き)
※保有特定公文書件名 個人情報が 記録されて いる公文書	( 年度)
事務担当課 (室)	電話

## 備考

- 1 該当する□の中にレ印を付し、又は各欄に必要な事項を記入してください。
  - 2 「連絡先」の欄は、開示の請求をする者の「住所又は居所」の欄に記載した事項と一致する場合は、記入する必要はありません。
  - 3 この請求書を提出する際には、開示の請求をする者が本人であることを示す書類（運転免許証、旅券、個人番号カード等）を係員に提示し、併せて本人の委任を受けた代理人の資格を証明する書類（保有特定個人情報の本人の印鑑証明書を添付した委任状）を提出してください。
  - 4 開示を受ける前に本人の委任を受けた代理人の資格を喪失したときは、直ちに資格喪失届によりその旨を届け出てください。
  - 5 写しの交付の方法により開示を受ける場合は、富山県個人情報保護条例施行規則別表第5に定める当該写しの作成の費用を負担していただきます。
  - 6 電磁的記録については、技術的な事情により、希望した方法による開示を実施できないことがあります。
  - 7 ※印の欄は、記入する必要がありません。
-

様式第 5 号中

- |         |
|---------|
| 1 法定代理人 |
| 2 遺族    |

を

- |                |
|----------------|
| 1 法定代理人        |
| 2 遺族           |
| 3 本人の委任を受けた代理人 |

に改める。

様式第 6 号備考 3 及び様式第 7 号備考 3 中「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改める。

様式第 18 号中「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改め、同様式備考 4 中「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改め、同様式の次に次の 1 様式を加える。

様式第18号の2 (第21条関係)

保有特定個人情報 (本人の委任を受けた代理人) 訂正請求書

年 月 日

(実施機関名) 殿

氏 名 〔法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名〕	
住 所 又 は 居 所 〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地〕	(郵便番号 ) 電話番号 ( ) -
連 絡 先 〔法人その他の団体にあつては、担当者の氏名及び連絡先〕	電話番号 ( ) -

富山県個人情報保護条例第27条第4項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の訂正を請求します。

開示を受けた日	年 月 日		
保有特定個人情報の開示を受けた開示の別	<input type="checkbox"/> 条例第19条第1項の決定に基づく開示 〔保有個人情報開示決定通知書等の表示〕 年 月 日付け 第 号 <input type="checkbox"/> 条例第25条第3項の規定による開示 (1) 開示を受けた場所 ( ) (2) 情報の内容 ( ) <input type="checkbox"/> 条例第44条第3項に規定する法令等の規定により受けた開示 (1) 開示の根拠となる法令又は他の条例の名称 ( ) (2) 情報の内容 ( )		
訂正を請求する保有特定個人情報の内容			
訂正請求の趣旨			
訂正請求の理由			
※請求者本人の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他 ( )		
※本人の委任を受けた代理人の請求資格の確認	<input type="checkbox"/> 委任状 (印鑑証明書付き)		
※保有特定 個人情報が 記録されて いる公文書	公文書件名	( 年度)	
	事務担当課 (室)	電話	

## 備考

- 1 該当する□の中にレ印を付し、又は各欄に必要な事項を記入してください。
  - 2 「訂正請求の趣旨」の欄には、訂正を求める内容を具体的に記入し、当該内容が事実と合致することを証明する書類又は資料を提示し、又は提出してください。
  - 3 「連絡先」の欄は、訂正請求をする者の「住所又は居所」の欄に記載した事項と一致する場合は、記入する必要はありません。
  - 4 この請求書を提出する際には、訂正請求をする者が本人であることを示す書類（運転免許証、旅券、個人番号カード等）を係員に提示してください。
  - 5 本人の委任を受けた代理人の資格を証明する書類（保有特定個人情報の本人の印鑑証明書を添付した委任状）を提出してください。
  - 6 ※印の欄は、記入する必要がありません。
-

様式第26号中「保有個人情報利用停止請求書」を「保有個人情報（保有特定個人情報）利用停止請求書」に改め、「第3項）」の次に「又は第35条の2第1項（第2項、第3項）」を加え、

利用停止請求の趣旨	<input type="checkbox"/> 条例第4条第2項の規定に違反して保有されているので、 <input type="checkbox"/> 条例第5条の規定に違反して取得されたものであるので、 <input type="checkbox"/> 条例第9条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているので、	当該保有個人情報の <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 を請求する。
	<input type="checkbox"/> 条例第9条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているので、当該保有個人情報の提供の停止を請求する。	

を

利用停止請求の趣旨	(1) 保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）について	
	<input type="checkbox"/> 条例第4条第2項の規定に違反して保有されているので、 <input type="checkbox"/> 条例第5条の規定に違反して取得されたものであるので、 <input type="checkbox"/> 条例第9条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているので、	当該保有個人情報の <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 を請求する。
	<input type="checkbox"/> 条例第9条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているので、当該保有個人情報の提供の停止を請求する。	
	(2) 保有特定個人情報について	
	<input type="checkbox"/> 条例第4条第2項の規定に違反して保有されているので、 <input type="checkbox"/> 条例第5条の規定に違反して取得されたものであるので、 <input type="checkbox"/> 条例第9条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているので、 <input type="checkbox"/> 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているので、 <input type="checkbox"/> 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているので、	当該保有特定個人情報の <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 を請求する。
	<input type="checkbox"/> 条例第9条の3の規定に違反して提供されているので、当該保有特定個人情報の提供の停止を請求する。	

に、「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改め、同様式備考3中「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第26号の2（第28条関係）

保有特定個人情報（本人の委任を受けた代理人）利用停止請求書

年 月 日

（実施機関名） 殿

氏名 〔法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名〕	
住所又は居所 〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地〕	(郵便番号 ) 電話番号 ( ) -
連絡先 〔法人その他の団体にあつては、担当者の氏名及び連絡先〕	電話番号 ( ) -

富山県個人情報保護条例第35条の2第2項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の利用停止を請求します。

開示を受けた日	年 月 日	
保有特定個人情報の開示を受けた開示の別	<input type="checkbox"/> 条例第19条第1項の規定に基づく開示 〔保有個人情報開示決定通知書等の表示〕 年 月 日付け 第 号 <input type="checkbox"/> 条例第25条第3項の規定による開示 (1) 開示を受けた場所 ( ) (2) 情報の内容 ( ) <input type="checkbox"/> 条例第44条第3項に規定する法令等の規定により受けた開示 (1) 開示の根拠となる法令又は他の条例の名称 ( ) (2) 情報の内容 ( )	
利用停止を請求する保有特定個人情報の内容		
利用停止請求の趣旨	<input type="checkbox"/> 条例第4条第2項の規定に違反して保有されているので、 <input type="checkbox"/> 条例第5条の規定に違反して取得されたものであるので、 <input type="checkbox"/> 条例第9条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているので、 <input type="checkbox"/> 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているので、 <input type="checkbox"/> 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているので、 <input type="checkbox"/> 条例第9条の3の規定に違反して提供されているので、当該保有特定個人情報の提供の停止を請求する。	当該保有特定個人情報の <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 を請求する。



**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 住民基本台帳カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号。以下「番号利用法整備法」という。）第19条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「旧住民基本台帳法」という。）第30条の44第3項の規定により交付された同条第1項に規定する住民基本台帳カードをいう。）は、番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第30条の44第9項の規定によりその効力を失う時までの間は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードとみなして、この規則による改正後の富山県個人情報保護条例施行規則の規定を適用する。
- 3 この規則による改正前の富山県個人情報保護条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(文書総務課)

